

保護者の皆様

学習端末（Chromebook）の利用について

2021年(令和3年)6月
福山市教育委員会
学校教育部学びづくり課

平素から本市教育の充実に向けて、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。現在、全ての学校へ学習端末（以下「端末」という）を配付し、学校や家庭で、子どもたちは、端末を使って様々なことにチャレンジしているところです。また、6月から、市の図書館の電子図書利用に係るID等の配付が始まり、端末を使った読書もできるようになりました。このように端末の活用が、今後もさらに増えることが予想される中、改めて端末の活用方法やルール、個人情報保護等について確認していただくとともに、確認書に署名の上、7月30日までに、学校に提出をお願いします。

次のようなことに、端末を活用していきます。

- 様々な情報や興味あることに触れるなど、新たな学びのきっかけにする。
- オンライン教材により、学習速度や習得度等に応じた学習をする。
- 遠隔会議等のコミュニケーションツールを活用し、人とのつながりや多様な考え方の大切さを学ぶ。
- 市立図書館の電子図書サービスを利用し、多くの本に触れることで、見識を広げたり、深めたりする。
- 紙媒体で配付していた学校・学年通信等による連絡事項を端末を通じて行う。
- 災害等による学校休業等においても、オンライン教材による学習や、遠隔会議ツール等による教員や児童生徒、保護者間の連携により、学びの環境の維持継続を図る。
- 健康観察等。

そのために、児童生徒が、文房具のような感覚で、自宅や校外といった使用場所を選ばず、自分のものとして使用できるようにします。

1 学校での活用

（1）使用方法等の学習

- ・ 基本的な操作方法の学習は、各学校で計画的に行い、日々の授業を通して活用に慣れていくようにします。
- ・ 使い方のルールは、学年段階に応じて、児童生徒と一緒に考えたり確認したりして、その内容を保護者の皆様にお伝えしていきます。また、各教科の学習や道徳の時間、実際に情報を収集・発信する場面等において、情報社会での行動に責任をもつこと、危険を回避し情報を正しく安全に利用できることなど、情

報モラルに係る学習を行います。

- ・ 使用に係る健康面については、文部科学省のガイドブックを基に、教室や画面の明るさ、机やいすの高さなどの具体を例示し、日々の授業の中で配慮していきます。また、端末等の情報機器の使用による健康への影響を理解し、自分で注意したり判断したりできるようにしていきます。

(2) 授業での主な活用例

検索サイトを活用した調べ学習

- ・ 子どもたち自身が様々な情報にアクセスし、主体的に情報を検索、収集・整理する。

一斉学習の場面での活用

- ・ 誰もがイメージしやすい教材を提示する。
- ・ 一人一人の反応や考えを画像等で把握し、互いに意見を交流するなど、双方向的に授業を進める。

文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用

- ・ 子どもたち一人一人が考えをまとめて発表したり、リアルタイムで考えを共有したりしながら学び合う。

一人一人の学習状況に応じた個別学習

- ・ デジタル教材を活用することで、一人一人の学習進捗状況を把握し、よりきめ細やかな対応を行う。

2 家庭での活用

(1) 活用のルール

スマートフォンやタブレットパソコンなどが、社会生活や日常生活に浸透する中、子どもたちが、健康に留意しながら様々な情報技術を活用したり、多様な情報やサービスなどから、何が重要かを考え、選択・決定したりできる「情報活用能力」の育成が必要です。

ご家庭での使用についても、学校から提示・配付された活用の約束と、「話し合っていますか？家庭のルール（文部科学省）」を参考に、子どもと一緒にルールを考えてください。

【ルールを作るときのポイント】（「話し合っていますか？家庭のルール」 p.05 から）

決めたルールを守れないということはないでしょうか。ルールは大人が一方的に決めるものではなく、子どもと一緒に作ることが大切です。

〔Point 1〕 「ルールがトラブルから自分自身をも守ってくれる」ことをきちんと伝える。

〔point 2〕 お互いに納得できるよう、話し合って作る。

〔point 3〕 子どもが守れるルールを作る。

〔point 4〕 具体的なルールを作る。

〔point 5〕 守れなかったらどうするか決めておく。

〔point 6〕 トラブルがあったら保護者に相談するよう決めておく。



(2) 活用方法

- ・ 端末は、家庭にある Wi-Fi ルータ等に接続してインターネットを利用することができます。また、オフラインで活用できるもの（文書作成、表計算など）もあります。
- ・ 端末を持ち帰らない場合も、全ての児童生徒にアカウントを配付しているので、自宅のパソコン等からアカウントを入力し、クラウドに保存したデータの活用や学校とのやりとりができます。また、家庭で端末を使用しない・使用できない場合も、ワークシートの配付や、電話・メールを使い、端末使用時と同等の学習が行えるようにします。

※ 昨年 5 月のアンケートで、Wi-Fi 環境が整っていない家庭には、ルータの貸し出しを案内していましたが、市の施策として、今年度中に福山市の全域に光ファイバーを整備することとなりました。また、格安のルータを提供できるサービス業者が増えていることや、一斉に契約をすると途中解約ができないことなどから、インターネットサービスは、各家庭で契約をしていただくよう、御理解・御協力をお願いします。

(3) 不具合や故障について

- ・ 端末は福山市の備品です。大切に取り扱ってください。また、他人に貸したり譲渡したりしないでください。
- ・ 端末は、月々 381 円を負担していただくことで、セキュリティ対策や故意でない故障や紛失などへの保障ができるようにします。
- ・ 家庭での使用中、不具合や故障があったときには、ヘルプデスクに問い合わせをしてください。

ヘルプデスク（株式会社アスコン）

- * 電話での問い合わせ フリーダイヤル 0120-999-293
(一般電話、携帯電話の利用可能)
受付時間 9:00~17:00
※ 土・日・祝日も含みます。
- * ウェブでの問い合わせ <https://support.ascon.co.jp/education>
24 時間受付

3 個人情報について

(1) 端末で扱う個人情報

- ・ ユーザーアカウント
- ・ 児童生徒の名前
- ・ 学習記録（作品やテスト等の成績記録）
- ・ 健康観察記録
- ・ コミュニケーションツールでの送受信の記録 等

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・ Google Workspace for Education 利用規約及びプライバシーポリシーに基づいて端末を活用します。
【利用規約】https://workspace.google.co.jp/intl/ja/terms/education_terms_japan.html
【プライバシーポリシー】<https://edu.google.com/intl/ja/why-google/privacy-security/>

- 各アプリケーション等（各学校で導入したもの、個人でダウンロードしたもの）利用規約及びプライバシーポリシーに基づいて端末を活用します。

4 利用に関しての留意点

（1）個人情報の保護について

- 写真撮影や音、映像を録音・録画するときは、相手の許可（肖像権等）をとってください。
- 自己や他人の個人情報をインターネット上に公開しないでください。

（2）著作権について

- 他人の作品や表現を尊重し、使用するときは許可をとってください。

（3）安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルール、モラルについて

- アカウント名やパスワードは自分で管理し、忘れない工夫をしてください。忘れた時は先生に伝えてください。

（4）健康について

- 30分に一度は目を休めるようにし、目と画面の距離を30cm以上離して使ってください。
- 健康面に留意し、長時間使用せず、時間を決めて使用してください。

（5）以下の行為をした場合はアカウントの制限をかける場合があります

- 本人の許可なく他人の個人情報をネット上に投稿する。（プライバシーの侵害）
- 他人のアカウントを利用する。（不正アクセス禁止法）
- 誹謗中傷をする。（名誉棄損）
- 楽曲や動画、画像などを著作者の許可なく、ネット上に上げる。（著作権の侵害）等

5 その他

学校は、学級懇談会や面談、通信等を通して、端末を活用した学習内容や児童生徒の状況など、適宜お知らせします。

質問がありましたら、教育委員会に連絡してください。

問い合わせ先 福山市教育委員会学びづくり課 電話 084-928-1275
保護者の皆様の御理解・御協力をよろしくお願いします。

保護者の皆様

学習端末（Chromebook）の利用確認書について

2021年(令和3年)6月

福山市教育委員会

学校教育部学びづくり課

平素から本市教育の充実に向けて、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。現在、全ての学校へ学習端末（以下「端末」という）を配付し、学校や家庭で、子どもたちは、端末を使って様々なことにチャレンジしているところです。また、6月から、市の図書館の電子図書利用に係るID等の配付が始まり、端末を使った読書もできるようになりました。このように端末の利活用が、今後もさらに増えることが予想される中、改めて端末の活用方法やルール、個人情報保護等について確認していただくために、「学習端末（Chromebook）の利用について」を作成しました。下記①又は②の方法で、ご確認いただけますので一読いただき、子どもたちと一緒に話し合い、確認書に署名の上、7月30日（金）までに、学校へ提出してください。

なお、確認書を提出するまでの間、引き続き端末の利用はできますので、本市教育委員会の取組にご理解、御協力をよろしくお願ひします。

① お子様のアカウントから Google ドライブ内の共有ドライブ「教育委員会資料」フォルダ内「学習端末（Chromebook）の利用について」にアクセスする。

② 次の URL もしくは QR コードにアクセスする。（期限：2021年8月1日）

U R L <https://bit.ly/3gz1lwe>

Q R コード



キーリトリ

学習端末（Chromebook）の利用確認書

本人：「学習端末（Chromebook）の利用について」の内容をしっかりと守り、学習端末を使用します。

保護者：「学習端末（Chromebook）の利用について」の内容を理解し、またその内容に従って使用ができるように、保護者として指導・監督します。

福山市教育委員会 教育長様

2021年（令和3年）月 日

学 校 名 : 福山市立

児童生徒名（自署） :

保 護 者 名（自署） :